

保医発0428第4号
平成29年4月28日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年5月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007血液化学検査(50)イ中「CLIA法」を「CLIA法又はCLEIA法」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 (50) 25-ヒドロキシビタミンD ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、<u>CLIA法</u>又は<u>CLEIA法</u>により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。 (51)・(52) 略</p> | <p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D007 血液化学検査 (1)～(49) 略 (50) 25-ヒドロキシビタミンD ア 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミンD₃の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、<u>CLIA法</u>により、ビタミンD欠乏性くる病若しくはビタミンD欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。 (51)・(52) 略</p> |